

(案)

山武市教育大綱



山 年 月 市
武

1 山武市教育大綱の策定趣旨

山武市教育大綱（以下「大綱」という。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地方教育行政法」という。）第1条の3に規定されるもので、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

なお、地方教育行政法第1条の4第1項の規定に基づき設置した「山武市総合教育会議」において協議・調整をした上で、大綱を策定するものです。

2 山武市教育大綱

本市の教育行政を推進するため、山武市教育振興基本計画に掲げる教育理念を踏まえ、大綱として次の5つの方針を掲げ、各施策に取り組みます。

方針1

“幼少期から少年期まで切れ目のない一貫した人づくり”

幼少期から少年期までの教育を重視し、学力・体力の向上と共に、生きる力の基礎づくりから、幼少期から確かな学力の向上と生きた学力を身につけるため、教科の特性を踏まえた児童・生徒に応じた授業が受けられるようにします。

健やかな体の育成や豊かな心を育み、心身共に健康で、自ら律しつつ相手を思いやる心をもつ児童・生徒を育成します。

さらに、安全・安心な教育環境を整備し、教育の質の向上を図ります。

方針2

“未来をたくましく切り拓く自立した人づくり”

全ての子どもが社会で自立して生きていけるよう、知・徳・体の調和のとれた人間性を養い、夢をもち生きる力を発揮して未来をたくましく切り拓く人づくりを目指します。

また、個人一人ひとりの個性を大切にし、人権を侵害する虐待、暴力、差別及び偏見をなくすため、人権教育・人権啓発・いじめ防止対策に力を注ぎ、人権が尊重され人権を侵害しない教育を進めます。

方針3

“郷土愛を育み、地域を支える人づくり”

「地域づくりは人づくり」と考え、地域と学校の協力体制の強化を推進し、地域人材を活用した学校と地域の協働により子ども達を育むことで、学校・家庭・地域が連携した地域を支える人づくりを目指します。

また、住み慣れた地域で自主的に社会活動に参加し、人と人との絆を大切にし、互いに支え合うことで、地域に誇りを抱く郷土愛を育みます。

方針4

“情報化・グローバル社会で活躍できる人づくり”

子ども達がICTを取り入れた教育環境の中で学び社会で活躍できるように、ICT化の進展に合わせた充実を図り、情報教育を推進します。

また、社会の急速なグローバル化の進展の中で、自国文化の理解とともに、異文化理解力・英語等の語学力・コミュニケーション能力の向上を図り、創造性、協調性、チャレンジ精神、リーダーシップを身に付けた、グローバル社会で活躍できる国際人の育成に努めます。

方針5

“芸術・文化・スポーツ活動を通じた心身共に豊かな人づくり”

市民が芸術文化に親しみ心豊かな潤いのある生活を送ることができるように、芸術文化の鑑賞・活動・発表等の機会を充実させるように努めます。

スポーツ活動に参加する機会を増やし、より多くの市民がスポーツに親しむことが出来るようにします。

自主的な学習を推進するため、多くの市民に利用される生涯学習施設の利用促進を図り、自主的・創造的な学習意欲を高め、主体的な学習活動が活発化するように努めます。

3 大綱に基づく施策の実施

本市は大綱に掲げる方針に基づき、山武市総合計画及び山武市教育振興基本計画を確実に実行することを基本に、本市の現状と課題を明確にした上で、効率的かつ効果的に教育施策を推進していきます。



山 武 市 教 育 大 綱

年 月

發 行 山武市

担 当 山武市教育委員会教育部教育総務課

住 所 〒289-1324

山武市殿台 279 番地 1

☎0475-80-1431